

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会 評議員選出細則

第1条 (趣旨)

本細則は、定款第11条および定款細則第4条による評議員選出に関して規定する。

第2条 (選任方法)

評議員選出委員会による4年ごとの一斉選出および随時行う補充選出での審査を経て、理事会において審議・選任され、理事長が委嘱する。

2. 第1項の規定にかかわらず、正会員のうち評議員としてふさわしい実績を有すると評議員選出委員会より推薦された者に対し、理事会での承認を得て、理事長は若干名の評議員を委嘱することができる。
3. 評議員の選出方法は、別に定める評議員選出にかかる内規により行う。

第3条 (定数)

会員の約10%を評議員定数とする。

2. 職種・専門領域に応じて定数を案分する。

第4条 (任期)

評議員の任期は、4年とし、選任後最初に開催される定時評議員会の日から、任期に対応する年に開催される定時評議員会の前日までとする。再任は妨げない。

第5条 (被選任資格)

1. 当法人の正会員であること。
2. 評議員に初めて選任されるには、次の1),2),3)を必須とし、さらに4),5),6),7)のいずれかの要件を満たしていなければならない。
 - 1) 一斉選出および補充選出の年度の4月1日時点で会員歴が3年以上であり、会員歴の期間の会費を完納していること。
 - 2) 遺伝性腫瘍・家族性腫瘍に関する臨床経験ないし研究経験が5年以上あること。
 - 3) 本学会学術集会への参加歴が2回以上あること。
 - 4) 本学会学術集会での筆頭演者としての発表歴が1回以上あること、または共同演者として2回以上あること。もしくは、本学会学術集会での司会・座長・コメンテーターのいずれかを1回以上行っていること
 - 5) 本学会誌の筆頭論文が1編以上あること、または共著者として2編以上あること。

6) 本学会以外での遺伝性腫瘍・家族性腫瘍に関する筆頭者としての学会発表が2回以上あること、または共同演者として4回以上あること。なお、評議員選出委員会によって適当であると認められたものであること。

7) 本学会誌以外での遺伝性腫瘍・家族性腫瘍に関する筆頭論文が2編以上あること、または共著者として4編以上あること。なお、評議員選出委員会によって適当であると認められたものであること。

3. 評議員の一斉選出で再任されるには、任期期間の学術集会への半数以上の出席と定時評議員会への半数以上の出席を必須とする。この場合において、委任状による出席及び書面による表決参加は欠席とみなす。任期期間の会費を完納していることも要件とする。
4. 前項3.に規定する期間において出産・育児・長期病気療養・海外留学等の理由で当該要件を満たさず評議員再任を希望する者については、評議員選出委員会宛の理由書提出を経て、理事会で審議する。

第6条 (評議員選出委員会)

評議員選出にかかる業務は評議員選出委員会にて行う。評議員選出にかかる内規については、理事会の承認を得ることとする。

第7条 (細則の変更)

本細則の変更追加には、過半数の理事の出席する理事会において過半数の賛成を必要とする。

附則

第8条

本細則4条にかかわらず、2023年度開催の定時評議員会時点で評議員である者は、選挙選出・推薦にかかわらず2025年度開催の定時評議員会前日までの任期とする。

第9条

本細則による初めての一斉選出については、2024年度中に行い2025年度開催の定時評議員会より就任するものとし、補充選出については、2026年度開催の定時評議員会前より行う。

第10条

本細則第5条3項にかかわらず、前条に基づき2024年度中に行う評議員の一斉選出における再任においては、2023年と2024年の学術集会への1回以上の出席と任期6年の間に定時評議員会への3回以上の出席を必須とする。この場合において、委任状による出席及び書面による表決参加は定時評議員会への出席とみなす。

1. 本細則は2019年6月13日から施行する。
2. 本細則は2019年11月1日から施行する。
3. 本細則は2022年5月11日から施行する。
4. 本細則は2023年3月24日から施行する。